

機能性表示食品

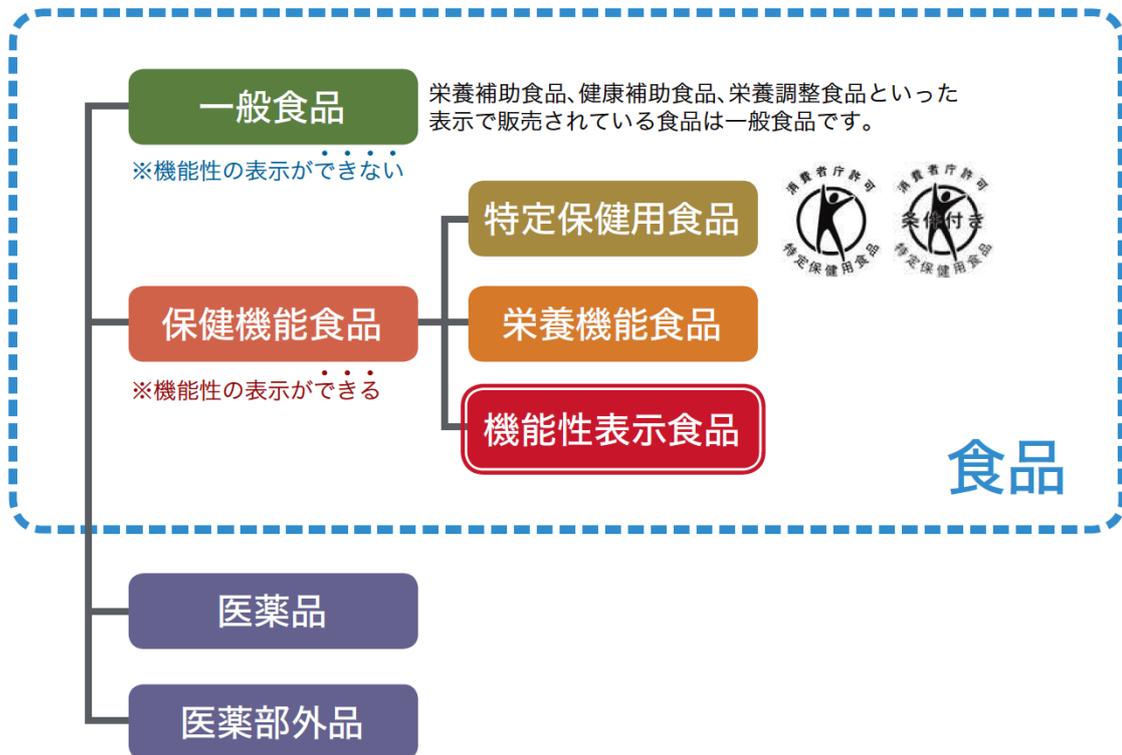
1. 「機能性表示食品」制度ができた背景

機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した「特定保健用食品（トクホ）」と国の規格基準に適合した「栄養機能食品」に限られていましたが、消費者が食品の機能性について正しい情報をより多く得て食品を選べるように、平成27年4月に、「機能性表示食品」制度がはじまりました。

2. 「機能性表示食品」とは

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性や機能性の根拠となる最終製品を用いての臨床試験の結果や文献調査（研究レビュー）などを消費者庁長官に届出が必要です。

特定保健用食品（トクホ）とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありませんが、「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という機能性を表示することができる食品です。



出展：消費者庁「機能性表示食品」って何？

区分は、食品の中で機能性の表示ができる3つの「保健機能食品」の1つです。

厚生労働省が許可した「医薬品」、「医薬部外品」とは違い、治療効果、予防効果を暗示する表示はできません。また、「糖尿病の方へ」といった特定の疾患の方を対象とした表示はできません。

3. パッケージの表示

一般の食品(栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品を含む)との違いは、パッケージの主要な面に「機能性表示食品」と「届出番号〇〇〇」、その他にも科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容が表示されています。

また、より詳しい情報を知りたい場合は、消費者庁のウェブサイトで届出番号ごとに安全性や機能性の根拠に関する情報を確認することができます。

4. 表示例

「最終製品を用いた臨床試験」により科学的根拠が示されている場合、商品パッケージに「〇〇の機能があります」のように表示されています。

「文献調査(研究レビュー)」により科学的根拠が示されている場合「〇〇の機能があると報告されています」のような表示が基本とされています。

具体例としては、「本品には難消化性デキストリン（食物繊維）が含まれます。難消化性デキストリン（食物繊維）は、食事から摂取した糖や脂肪の吸収を抑えるので、食後の血糖値や血中中性脂肪の上昇を抑える機能があることが報告されています。」などがあります。

5. 機能性表示食品の届出状況

消費者庁の機能性表示食品の届出情報によると2020年3月17日現在、総数2726件、そのうち「文献調査(研究レビュー)」により科学的根拠が示されている件数は2542件、届出の約93%となります。

「特定保健用食品(トクホ)」に比べると多額の臨床試験費用がかからないことで開発費用が安く登録ができることもあり、今後も市場は伸びると期待されています。

6. 参考資料

消費者庁 HP : 機能性表示食品に関する情報、「機能性表示食品」って何？、「機能性表示食品」制度がはじまります！

2020年3月